

波佐見町公正入札調査委員会要綱

波佐見町公正入札調査委員会要綱

平成17年4月1日

波佐見町告示第27号

(目的及び設置)

第1条 本町における建設工事の入札の適正を期するため、波佐見町公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査、審議事項)

第2条 委員会は、次に課掲げる事項を調査審議する。

- 1 入札談合情報に対する調査に関する事。
- 2 入札等に係る情報の管理に関する事。
- 3 入札等に係る不正事件が発生した場合の調査に関する事。
- 4 その他、入札の公正を妨げるおそれがある場合の対応に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長には副町長を、副委員長には企画財政課長をもって充てる。
- 3 委員は、町の職員で次に掲げる職にある者とする。
 - 1 建設課長
 - 2 水道課長
 - 3 農林課長
 - 4 総務課長
 - 5 入札執行課長

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ随時開催する。

- 2 委員会において調査審議する事項は、入札執行課が提案する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。